

ADL維持等加算に関するQ & A（介護保険最新情報より抜粋）

≪介護保険最新情報 Vol. 629「平成30年度介護報酬改定に関するQ & A（Vol. 1）」（平成30年3月22日）≫

問 37 平成30年度のADL維持等加算の算定の可否を判断する場合、平成29年1月から12月が評価対象期間となるが、この時期に、加算を算定しようとする指定通所介護事業所が指定介護予防通所介護事業所と一体的に運営されていた場合、指定居宅サービス基準第16条の2イ（1）の「利用者」には、当該指定介護予防通所介護事業所の利用者も含まれるか。

（答）

含まれない。本件加算は、指定通所介護及び指定地域密着型通所介護が対象である。なお、指定居宅サービス基準第16条の2イ（3）に「要支援認定」とあるのは、「利用者」に要支援者を含むとの意味ではなく、初回の要支援認定の後、評価対象利用開始月までの間に要介護認定を受ける場合を想定したものである。

問 38 ADL維持等加算について、評価対象利用期間は指定通所介護事業所又は指定地域密着型通所介護事業所を連続して6月以上利用した期間とされているが、1）この「連続して利用」とは、毎月1度以上利用していることを指すのか。2）この「連続して6月以上利用」は評価対象期間内である必要があるのか。3）6月より多く連続して利用している場合、当該連続しているすべての月を評価対象期間とするのか。

（答）

- 1）貴見のとおりである。
- 2）貴見のとおりである。評価対象利用期間は、評価対象期間の一部であることを想定している。つまり、その最初の月から最後の月まで、評価対象期間に含まれている必要がある。
- 3）連続しているすべての月ではなく、その中に最初の月が最も早い6月の期間を評価対象利用期間とする。例えば、2月から11月まで連続利用がある場合は、2月から11月までではなく、2月から7月までを評価対象利用期間とする。

問 39 ADL維持等加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）は、算定しようとする月の5時間未満の通所介護の算定回数が5時間以上の通所介護の算定回数以上の利用者でも算定できるのか。

（答）

できる。

《介護保険最新情報 Vol. 657「平成30年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 4)」(平成30年5月29日)》

問7 平成31年度からADL維持等加算を算定する場合、申出はいつまでに行う必要があるか。

(答)

申し出た年においては、申出の日の属する月から同年12月までの期間を評価対象期間とするため、評価対象利用開始月から起算して6ヶ月を確保するためには、平成30年7月までに申出を行う必要がある。